（前のページより続き）

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇
公聴会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項、再生利用事業者の登録の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係　二
会社その他
会社決算公告　三
三七

本号で公布された法令のあらまし

◇**防衛省組織令等の一部を改正する政令**（政令第二〇号）（防衛省）

一　防衛省組織令の一部改正関係

1　統合幕僚監部総務部連絡調整課、運用部運用第三課及び防衛計画部副部長を新設するとともにその所掌事務を定めることとした。（第四八条～第五一条、第五三条、第五三条の二、第五九条、第六〇条、第七七条、第一一三条及び第一四八条関係）

2　陸上幕僚監部装備部副部長及び開発課を廃止し、陸上幕僚監部に開発官を新設するとともにその所掌事務を定めることとした。（第六九条、第八二条、第八九条、第九四条、第九七条の二及び第二一五条関係）

3　海上幕僚監部装備部艦船課及び武器課を廃止し、同部に艦船・武器課を新設するとともにその所掌事務を定めることとした。（第一〇九条、第一一八条～第一二〇条及び第一二二条関係）

4　航空幕僚監部装備部補給課及び整備課を廃止し、同部に整備・補給課を新設するとともにその所掌事務を定めることとした。（第一五〇条、第一五二条及び第一五三条関係）

二　自衛隊法施行令の一部改正関係

1　陸上自衛隊の旅団の編成を改めることとした。（第一二条の二関係）

2　村を市とする処分に伴い、陸上自衛隊の岩手駐屯地の所在地を改めることとした。（別表第七関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係

陸上幕僚監部装備部副部長を廃止し、陸上幕僚監部に開発官を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職について改めることとした。（別表第三関係）

四　施行期日等

この政令は、一部の規定を除き、平成二六年三月二六日から施行することとした。

政　令

防衛省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

内閣は、防衛省組織令等の一部を改正する政令（昭和二十九年法律第百六十四号）第二十条第三項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十七条」を「第九十七条の二」に改める。

第四十八条を次のように改める。

（総務部の分課）

第四十八条　総務部に、次の二課を置く。

総務課

連絡調整課

第四十九条第十一号中「こと」の下に「（連絡調整課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十二号から第十五号までを削り、第十六号を第十二号とし、同条第十七号中「運用第二課」を「運用第三課」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十八号を削り、第十九号を第十四号とし、第二十号及び第二十一号を削り、第二十二号を第十五号とし、第二十三号を第十六号とし、第二十四号を第十七号とし、第二十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　部内の事務の総括に関すること。

第四十九条第二十六号を同条第二十号とする。

第五十条を次のように改める。

（連絡調整課）

第五十条　連絡調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行動並びに統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関する涉外に関すること。

二　行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

三　前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

四　幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

五　幕僚監部の職員の表彰に関すること。

六　捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

七　幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

八　幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

第五十一条中「の二課」を「の三課」に、「運用第二課」を「運用第三課」に改める。

第五十三条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運用第三課）

第五十三条の二　運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　行動の計画に関し必要な部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（指揮通信システム運用課の所掌に属するものを除く。）。

第五十九条第二号中「第五十三条第五号」を「第五十三条の二第二号」に改める。

第六十条第二項中「運用部に、」を「運用部及び防衛計画部に、それぞれ」に改める。

第六十九条第五号中「及び警務管理官」を「、警務管理官及び開発官」に改める。

第七十七条第一号中「第四十九条第二十二号」を「第四十九条第十五号」に、「同条第十二号及び第十七号」を「同条第十三号、第五十条第二号」に、「及び第三号」を「、第五十三条の二第一号」に、「第五十九条第一号及び」に改める。